



情報(第 123 号)



令和 3 年 5 月 20 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

下松市「花岡道のオアシス」(令和 3 年 5 月 18 日)

65 歳超雇用推進助成金の申請

～高年齢者の雇用の安定に取り組む事業主の皆様へ～



前号では、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、それに伴って助成金制度（65 歳超雇用推進助成金）が整備された旨を説明しました。今回は定年の引き上げ又は定年の廃止・継続雇用制度の導入を紹介します。

1 概要

定年や継続雇用年齢を引き上げ、高年齢者に引き続き働いてもらうことを目的として、①65 歳以上への定年引上げ、②定年の定めの廃止、③希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入、④他社による継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成されます。

2 受給要件

主な受給要件（一部）は次のとおりです。

- (1) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (2) 就業規則等により次の①～④のいずれかに該当する新しい制度を実施し、就業規則を労働基準監督署へ届け出た事業主であること。
 - ① 旧定年年齢を上回る 65 歳以上への定年引上げ
 - ② 定年の定めの廃止
 - ③ 旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る 66 歳以上の継続雇用制度の導入
 - ④ 他社による継続雇用制度の導入
- (3) 就業規則により定年の引上げ等を実施する場合は専門家等※に就業規則の作成又は相談・指導を委託し経費を支出したこと。よって、専門家に委託をせず、自社で制度改正した場合は対象となりません。

※当法人にてお引き受けいたします。
- (4) 改正後の就業規則は、常用雇用する従業員の人数に関わらず労働基準監督署に届出をしていること。
- (5) 1 年以上継続して雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者がいること。
- (6) 高年齢者雇用推進者の選任をするとともに次の①から⑦までの高年齢者雇用管理に関する措置を 1 つ以上実施している事業主であること。
 - ① 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
 - ② 作業施設・方法の改善
 - ③ 健康管理、安全衛生の配慮
 - ④ 職域の拡大
 - ⑤ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
 - ⑥ 賃金体系の見直し
 - ⑦ 勤務時間制度の弾力化

3 支給額

(1) 定年引上げ又は定年の定め廃止

措置内容 対象被保険者数	65 歳への 定年引上げ	66～69 歳への 定年引上げ (5 歳未満)	66～69 歳への 定年引上げ (5 歳以上)	70 歳以上への 定年引上げ 又は定年の 定め廃止
10 人未満	25 万円	30 万円	85 万円	120 万円
10 人以上	30 万円	35 万円	105 万円	160 万円

(2) 希望者全員を 66 歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

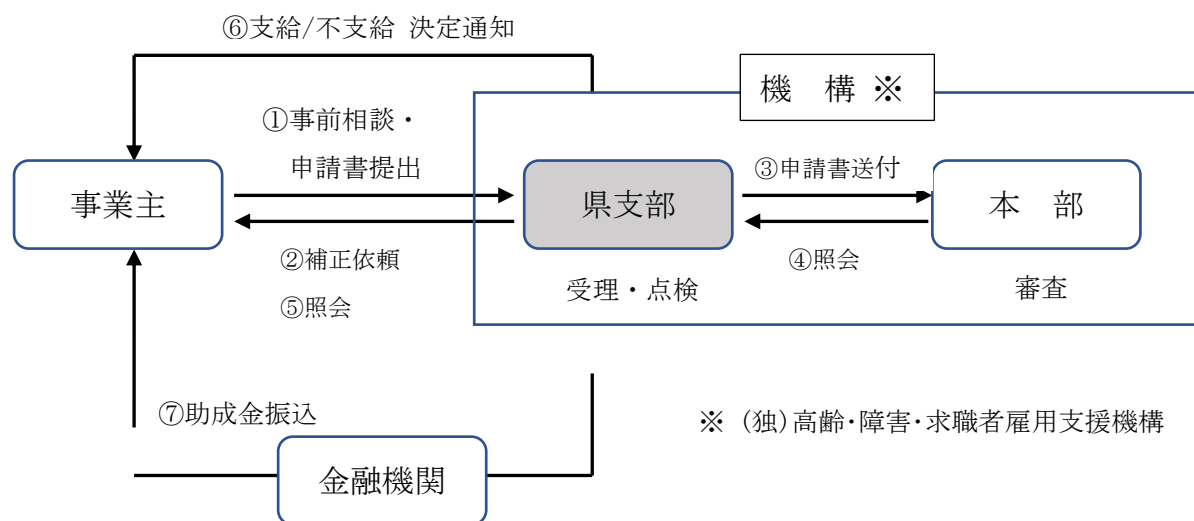
措置内容 対象被保険者数	66～69 歳への 継続雇用の引上げ (4 歳未満)	66～69 歳への 継続雇用の引上げ (4 歳)	70 歳以上への 継続雇用の引上げ
10 人未満	15 万円	40 万円	80 万円
10 人以上	20 万円	60 万円	100 万円

4 申請期間

制度の実施日の翌日から 2 か月以内に申請を行わなければなりません。

5 申請の流れ

この助成金の受付等は、図中の機構が取り扱っており、この山口支部へ提出することになります。



当法人では助成金申請のご相談・手続代行の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>